

平成 25 年 8 月 2 日

第 1 回無担保社債の社債権者 各位

AvanStrate 株式会社

**当社第 1 回無担保社債に関する社債権者集会における
議案の一部変更及び買付けの中止について**

AvanStrate 株式会社(以下「当社」といいます。)は、平成 25 年 7 月 22 日付「当社第 1 回無担保社債の条件変更(償還期限の延長等)に関する社債権者集会開催について」において、当社が平成 22 年 11 月 5 日に発行した総額 200 億円(残高 151 億円)の第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード:JP310532AAB9)(以下「本社債」といいます。)に関し、本社債の要項に定める償還期限の延長等の条件変更を行なう社債権者集会を平成 25 年 8 月 23 日(金)に開催することをご案内させていただいておりましたが、諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会において、社債権者集会の開催日及び当該条件変更の内容の見直しを行い、開催日を平成 25 年 8 月 28 日(水)に変更するとともに、見直し後の条件による本社債の条件変更を議案の内容とする社債権者集会(以下「本社債権者集会」といいます。)を開催することを決議いたしましたので、お知らせいたします。また、本社債条件変更の内容の見直しに伴い、同日付「当社第 1 回無担保社債の買付けについて」においてご案内させていただいておりました本社債の買付けを中止することを、本日開催の当社取締役会において決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。見直し後の本社債に関する条件変更の概要等は以下の通りです。

なお、社債権者集会の場所、目的事項に変更はございません。また、平成 25 年 7 月 22 日付「当社第 1 回無担保社債に関する社債権者向説明会開催のお知らせ」にてご案内させていただいた、本社債の社債権者様を対象とする社債権者向説明会についても、予定通りに開催いたしますので、本社債の社債権者様におかれましては、ご多用中恐縮ではございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

1. 見直し後の条件変更の概要

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| (1)平成 25 年 11 月 5 日(現償還期日) | 各本社債の金額1億円につき4,000万円を償還 |
| (2)平成 27 年 11 月 5 日 | 各本社債の金額1億円につき4,000万円を償還 |
| (3)平成 28 年 11 月 5 日 | 各本社債の金額1億円につき1,000万円を償還 |
| (4)平成 29 年 11 月 5 日 | 各本社債の金額1億円につき1,000万円を償還 |

なお、償還期限の延長につき本社債の社債権者様のご理解をいただくため、本社債の金利を、平成 25 年 11 月 6 日以降現在の年 1.94%から引き上げることといたしました。具体的には、金利を平成 25 年 11 月 6 日から平成 27 年 11 月 5 日までを年 5.00%、平成 27 年 11 月 6 日から平成 28 年 11 月 5 日までを年 5.55%、平成 28 年 11 月 6 日から平成 29 年 11 月 5 日までを年 7.30%とし、各利払日において現金で支払うことを提案させていただいております。また、当社の業績が回復し、資金余剰が生じた場合に本社債の早期償還ができるようにするため、当社の選択により本社債の一部又は全部について繰上償還を行うことができる旨の条項を追加することも提案させていただいております。

2. 本社債権者集会の開催

本社債の条件変更は、下記により開催予定の本社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可決定を条件として効力を生じます。

記

- | | |
|----------|--|
| (1)日時 | 平成 25 年 8 月 28 日(水曜日)午後 2 時 |
| (2)場所 | 東京都港区高輪 3-13-1 TAKANAWA COURT 3 階
TKP 品川カンファレンスセンター ホール 1 |
| (3)目的事項 | 本社債の社債要項の一部を変更する件 |
| (4)議案の内容 | 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。 |

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率 年 1.94 パーセント	4. 利率 <u>(1)払込期日から平成 25 年 11 月 5 日まで</u> <u>は年 1.94 パーセント、(2)平成 25 年 11</u> <u>月 6 日以降平成 27 年 11 月 5 日までは年</u> <u>5.00 パーセント、(3)平成 27 年 11 月 6</u> <u>日以降平成 28 年 11 月 5 日までは年 5.55</u> <u>パーセント、(4)平成 28 年 11 月 6 日以降</u> <u>平成 29 年 11 月 5 日までは年 7.30 パーセ</u>

	ント
<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成 25 年 11 月 5 日に<u>その総額</u>を償還する。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>	<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成 25 年 11 月 5 日に各本社債につき金 <u>4,000 万円</u>、平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 <u>4,000 万円</u>、平成 28 年 11 月 5 日に各本社債につき金 <u>1,000 万円</u>、平成 29 年 11 月 5 日に各本社債につき金 <u>1,000 万円</u>を償還する。<u>ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。</u></p> <p>(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 25 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、第(1)号に定める各償還期日(第(5)号において定義する。)に係る償還金額のいずれに充当されるかを指定するものとする。</p> <p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)の前 25 日以上 60 日以内に期限前償還しようとする旨その他の必要な事項を第 15 項に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 本社債の償還の方法および期限が、平成 25 年 11 月 5 日に本社債</p>

	<p><u>の元金の総額を償還する方法から、第(1)号に定められた方法および期限に変更されたことに鑑み、当社は第(2)号に定める期限前償還の実施を誠実に検討し、その償還原資確保(外部資金調達を含むが、これに限られない。)のため最大限の努力をする。</u></p> <p><u>(5) 本社債を償還すべき日(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる</u>ときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p><u>(6) 本社債の買入消却は、第 18 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</u></p>
<p>10. 利息支払の方法および期限 (中略)</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。(中略)</p> <p>(後略)</p>	<p>10. 利息支払の方法および期限 (中略)</p> <p>(3) 償還期日後は本社債の元金のうち当該償還期日において償還すべき金額には利息をつけない。(中略)</p> <p>(後略)</p>
<p>13. 財務上の特約</p> <p>(1) 担保提供制限 (中略) (新設)</p> <p><u>(2) その他の条項</u> (中略)</p> <p><u>(3) 担保権を設定した場合の公告</u> (後略)</p>	<p>13. 財務上の特約</p> <p>(1) 担保提供制限 (中略)</p> <p><u>(2) 支払制限</u> 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済ならびに当社の株主への剰余金の配当を行わない。</p> <p><u>(3) その他の条項</u> (中略)</p> <p><u>(4) 担保権を設定した場合の公告</u></p>

	(後略)
<p>14. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>(1) (中略)</p> <p>③ 当社が第13項第1号の規定に違背したとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。<u>ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合はこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>14. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>(1) (中略)</p> <p>③ 当社が第13項第1号および第2号の規定に違背したとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>
(新設)	<p>22. 社債権者に対する定期報告</p> <p>(1) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、各四半期末日から60日以内に、当該四半期にかかる連結財務諸表(ただし、四半期レビューを要しない。)を、当社ウェブサイトに掲示することにより公表する。</u></p> <p>(2) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、各半期末日および各事業年度末日から3ヶ月以内に、当該半期および事業年度にかかる連結財務諸表を、当社ウェブサイトに掲示することにより公表する。</u></p> <p>(3) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、前号に従い連結財</u></p>

	<p><u>務諸表を当社ウェブサイトに掲示後、実務上可能な限り速やかに、本社債の社債権者を対象とした当該決算に関する説明会を開催し、当該説明会で希望する社債権者に対して質問するための機会を設け、かかる質問に誠実に回答するものとする。かかる説明会において、当社は本社債の社債権者が電話会議システム等を利用する等遠隔地より参加できるよう最大限努力をするものとする。</u></p>
--	--

※本社債権者集会・社債権者向説明会に関するお問い合わせ先

AvanStrate 株式会社 事業管理本部 総務部

Tel 059-352-6451 Fax 059-352-6401

電子メールによるお問い合わせ先 bond@jp-avanstrate.com

以 上